

四日市市消防本部告示第 4 号

四日市市火災予防条例（昭和 48 年四日市市条例第 49 号）第 45 条の 2 第 1 項の規定する祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして定める要件を次のように指定する。

平成 26 年 7 月 3 日

四日市市消防長 後 藤 善 博

1. 主催する者が出店を認める露店等の数が 100 店舗以上の規模の催しとする。

（四日市市消防本部予防保安課）